



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課） 1

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課） 2
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 2
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（情報産業振興課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程 6

教育委員会事項

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 7

正 誤

- 令和元年12月10日付け公報定期第4799号中訂正 8

規 則

沖縄県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第68号

沖縄県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県自然環境保全条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 県及び市町村以外の者が、条例第24条の3第3項の認定を受ける場合は、第13条の3第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

第7号様式の3（注）2(8)、第7号様式の4（注）2(7)、第12号様式の2（注）2(7)、第12号様式の3（注）2(4)及び第12号様式の4（注）1(3)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第7号様式の3（注）2(8)、第7号様式の4（注）2(7)、第12号様式の2（注）2(7)、第12号様式の3（注）2(4)及び第12号様式の4（注）1(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 石垣島土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和元年12月6日

沖縄県告示第428号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字内花筋廻2832番2
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第293号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線
- 3 事業施行期間 平成22年5月21日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第568号で認可した

名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名15号北農線及び3・4・名22号安田根川線
- 3 事業施行期間 平成24年11月30日から令和3年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 データ加工流通基盤構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県商工労働部情報産業振興課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年11月20日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 68,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
 - (2) 商号名 ワイズブランナーズ株式会社
 - (3) 代表者名 比嘉澄人
 - (4) 所在地 那覇市泊1丁目11番地9
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13291号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年6月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
 - (2) 商号名 新星株式会社
 - (3) 代表者名 喜納康男
 - (4) 所在地 那覇市首里大名町1丁目230番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第8377号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
(2) 商号名 株式会社A P L A S
(3) 代表者名 上運天政勇
(4) 所在地 与那原町字板良敷609番地11ハートヒルズK102
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11280号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
(2) 商号名 総合リフォーム株式会社
(3) 代表者名 上原健裕
(4) 所在地 宜野湾市大謝名一丁目3番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第9676号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
(2) 商号名 沖縄ガスリビング株式会社
(3) 代表者名 島紀彦
(4) 所在地 那覇市西3丁目13番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第8311号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年6月28日
(2) 商号名 株式会社北栄
(3) 代表者名 伊江朝泰
(4) 所在地 那覇市首里赤平町2丁目4番地2階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13390号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年7月18日
(2) 商号名 株式会社垣花建設
(3) 代表者名 垣花春夫
(4) 所在地 多良間村字塩川111番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2544号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年7月18日
(2) 商号名 有限会社大嶺ペイント
(3) 代表者名 祖堅貢
(4) 所在地 那覇市古波蔵1丁目19番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第4415号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土

工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

- 9(1) 処分をした年月日 令和元年7月18日
(2) 商号名 有限会社南仲技建
(3) 代表者名 宮良源清
(4) 所在地 石垣市字新川407番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10966号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和元年7月18日
(2) 商号名 有限会社金城園芸
(3) 代表者名 金城淳夫
(4) 所在地 渡嘉敷村字阿波連152番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9208号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和元年7月18日
(2) 商号名 日乃出鉄工株式会社
(3) 代表者名 内間弘
(4) 所在地 西原町字小那覇901番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第191号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和元年7月18日
(2) 商号名 有限会社東志工業
(3) 代表者名 池宮城富章
(4) 所在地 豊見城市字上田95番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第10203号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和元年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和元年12月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 沖縄県
(2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
(3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 主要地方道南風原知念線(地域高規格道路 南部東道路)整備事業
(2) 種類 道路の新設及び改築の事業
(3) 規模 南風原知念線の本線部の延長8,300メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 平成30年4月13日から平成31年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
- イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2 電話番号098-944-5155
- ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地 電話番号098-889-4412
- エ 南城市土木建築部都市建設課 南城市佐敷字新里1870番地 電話番号098-917-5350

(2) 期間 令和元年12月13日から令和2年1月20日まで（土曜日、日曜日、休日並びに令和元年12月30日、同月31日、令和2年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

- (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
- (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番2 電話番号098-944-5155

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第13号

沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月13日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程

(沖縄県病院事業局組織規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「局」という。）」を削る。

第2条第1項中「局」を「病院事業局」に改める。

第9条第1項の表中「科局又は課室」を「科、局、室又は課」に、「1から5まで」を「前各号」に改める。

第10条第1項の表中「局」を「病院事業局」に改める。

第11条第1項中「第10条」を「前条」に、「局」を「病院事業局」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（所掌事務の特例）

- 2 当分の間、第9条第1項の表事務部の部総務課の項第5号及び第6号に掲げる事務並びに同部経営課の項第2号に掲げる事務のうち、病院事業局における事務の能率化、病院事業の経営の効率化等のため必要があると認める物品の購入若しくは賃借又は役務の提供に係る契約に関する事務は、第6条及び第9条の規定にかかわらず、病院事業経営課において所掌するものとする。

（沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「（以下「局」という。）」を削る。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（事務処理の特例）

- 3 局長は、当分の間、組織規程附則第2項の規定により病院事業経営課において所掌するものとされた事務については、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、局長が自ら決裁し、又は第

12条の規定の例により他の職員に専決させることができる。この場合において、局長は、事務の実施に当たり必要な事項を別に定めることができる。

別表第8中「課、科、局、室及び係」を「科、局、室及び課」に、「事務分掌」を「分掌」に改める。
(沖縄県病院事業局財務規程の一部改正)

第3条 沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（事務処理の特例）

- 3 当分の間、沖縄県病院事業局組織規程附則第2項の規定により病院事業経営課において所掌するものとされた事務については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、局長が別に定めるところにより処理するものとする。

附 則

この規程は、令和元年12月13日から施行する。

教育委員会事項

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第8号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 戸籍抄本（外国人にあつては、住民票の写し。以下同じ。）

第8条から第13条までの規定中「身分証明書」を「戸籍抄本」に改める。

第15条中「終了」を「修了」に改める。

第16条第1項第3号中「身分証明書」を「戸籍抄本」に改め、同条第2項中「のほか、戸籍抄本」を削る。

第27条第2号中「身分証明書」を「戸籍抄本」に改める。

第3号様式中「第7号まで」を「第6号まで」に、

「第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」

「第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者」に改める。

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

正 誤

令和元年12月10日付け公報定期第4799号登載の「沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程（沖縄県病院事業局管理規程第12号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から13	訓令	規程

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
--	---